

別添

妻木晩田遺跡仙谷 8 号墓石棺レプリカ製作設置業務仕様書

- 1 業務の名称
妻木晩田遺跡仙谷 8 号墓石棺レプリカ製作設置業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務の目的
発掘調査時に計測した三次元データを活用して、繊維強化プラスチック（FRP）にて原寸大の石棺レプリカを製作し、仙谷 8 号墓現地に設置する。
- 3 業務場所等 国史跡妻木晩田遺跡仙谷地区（仙谷 8 号墓）
- 4 業務期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで
- 5 業務内容
 - (1) 図面作成
 - ア 提供する資料を用い、石棺レプリカの製作図面を作成すること。図面スケールは別途指示する。
 - イ 作成した図面は、修正指示等があった場合は速やかに修正し、再度、むきばんだ史跡公園職員の検査を受け、承認をもって完成とする。
 - ウ 遺構表面等、仕上がりを確認する必要がある個所については、設計時に部分サンプルを製作してむきばんだ史跡公園職員の承認を得ること。
 - (2) レプリカ製作
 - ア 模型概要
 - ①模型寸法 W2600mm×D1600mm×H620mm 程度を予定
 - ②縮尺 100%
 - ③水平垂直 1：1
 - ④材料
 - a. 原型製作 発泡スチロール等
 - b. 型製作 シリコン素材等
 - c. 成型 ポリエステル樹脂等
 - d. 塗装 ウレタン塗料
 - e. 裏打 モルタル、硬質ウレタン
 - (3) 製作工程（原型製作）
 - ア むきばんだ史跡公園職員より支給する調査資料（測量図・写真等）及び 5（1）で作成した製作図面、三次元データを用いて、原寸大に直した遺構の原型を製作すること。
 - イ 発泡スチロール等、造形に適した素材を加工して製作すること。
 - ウ 詳細形状はむきばんだ史跡公園職員の指示に基づき、必要に応じて詳細形状を成型して整え、形状を保護するために表面下地処理を行うこと。
 - エ 成型後、速やかにむきばんだ史跡公園職員の検査を受け、承認をもって完成とすること。
 - オ 検査時にむきばんだ史跡公園職員より是正箇所の指摘があった場合は、速やかに是正作業を行い、再度検査を受け承認をもらうこと。
 - (4) 製作工程（型取り）（FRP 成型）
 - ア 遺構模型原形をシリコンゴムで型取りし、凹型を製作すること。
 - イ 凹型は振れ防止の為に FRP による補強材にて養生を行うこと。
 - (5) 製作工程（FRP 成型）
 - ア 凹型内へグルコート（樹脂）を塗布後、ガラスマット（#450）3 プライとグルコートプラスローピングクロス等を用いて、製品に厚みを持たせること。
 - イ 成型した FRP 地形は、成型時のバリなどを削り、表面を整えること。
 - ウ 裏打ち後、補強用リブ（H30～50 程度）を模型内部に施し、模型の強度を確保する措置を行うこと。
 - エ FRP 遺構の凹部など雨水のたまりやすい場所には、φ10mm 程度の水抜き穴を設けること。

(6) 製作工程（彩色仕上作業）

- ア むきばんだ史跡公園職員の提供する写真及び指示にて、模型表面の彩色仕上げ作業を行うこと。
- イ 塗装面は脱脂清掃を行った上で下塗りサフューサー噴霧後、ウレタン樹脂塗料にて下地の着色を行うこと。
- ウ 表面に屋外用の水性塗料を用いて、遺構の質感を伴う彩色作業を施すこと。
- エ 彩色作業終了後、速やかにむきばんだ史跡公園職員の検査を受け、承認をもって完成とすること。
- オ 検査時にむきばんだ史跡公園職員より是正個所の指摘があった場合は、速やかにこれに対処し、再度検査を受け承認をもらうこと。
- カ 彩色作業後、表面保護のためトップコート(ウレタンクリヤー)を噴霧すること。

(7) 製作工程（打合せ等）

- ア 業務の進捗状況を確認するため、指定した時期に中間検査を行うこと。中間検査に関わる旅費等は、むきばんだ史跡公園職員側の負担とする。
- イ 現地での打合せは、工事着工時および設置時に行う。またこの他、工事進捗に伴い、むきばんだ史跡公園職員が必要と判断した場合は、別途現地での打合せを指示する場合がある。

(8) 現地搬入・基礎工事・設置

- ア むきばんだ史跡公園職員の承認を受けた石棺レプリカについて、事前に協議した搬入予定日に設置箇所まで安全に運搬すること。
- イ 模型製品に分割部分がある場合は樹脂成形にて接合を行い、彩色をもって分割面が目立たないような仕上げとすること。
- ウ 模型製品とコンクリート基礎へはコンクリートビスないしアンカーボルトにて固定すること。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果品（中間成果品を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用

に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

1 1 業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1 2 仕様書と本業務の内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1 3 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1 4 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 5 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1 6 成果品

検査に合格した以下のものをもって成果品とする。

- (1) 石棺墓レプリカ 1点
- (2) 作業工程記録（DVD-R等デジタル記録媒体）1点
着工前、各工程および完成後の写真、また必要に応じ、工事工程写真を撮影する。
※報告書のPDFデータの他、本文のMicrosoft Word データ、表および写真図版データ（Illustrator CS6 で編集可能な ai データもしくはPDFデータ、jpeg データ、Excel データ）を記録する。
※写真のデジタルデータは、3072×2304 ピクセル以上の画素数とする。

1 7 著作権

本成果品の著作権について、著作財産権（複製権、翻訳権、二次的著作物利用権等著作人格権を除いた著作権）は、発注者に移転するものとする。また著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）について、受注者は権利行使を放棄するものとする。

1 8 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発

注者の検査を受けなければならない。この場合においても（２）及び（３）の規定を準用する。

19 委託料の支払

- (1) 本件契約は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第121条に定める前払金を支払う。
- (2) 受注者は、18（3）の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (3) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (4) 発注者が正当な理由なく（3）に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

20 違約金

発注者は、受注者が4に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

21 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

22 追完請求権

- (1) 発注者は、成果品の引渡し後、検査終了後といえども、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不備がある場合、当該成果品が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、修正又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

23 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 22（1）の履行の追完がなされないとき。
 - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（2）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法

律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 発注者が(2)及び(3)の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(5) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

2.4 賠償の予定

受注者が2.3の(3)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.5 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県西伯郡大山町を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.6 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

仕様内訳書

| 名称 | 材料・形状 | 数量 | 単位 | 金額 | 備考 |
|---------|--------------------|----|----|----|----------|
| ①原型製作 | W2600×D1600×H620mm | | | | |
| 資料データ加工 | 加工用データ作成、調整 | 1 | 式 | | 3次元データ支給 |
| スチロール切削 | NC切削加工 | 1 | 式 | | 材工共 |
| 原型仕上げ | 表面処理 | 1 | 式 | | 材工共 |
| 製作進行管理費 | | 1 | 式 | | |
| 小計 | | | | | |
| ②本体製作 | W2600×D1600×H620mm | | | | |
| 型取り | ①原型からの型取り作業、シリコン想定 | 1 | 式 | | 材工共 |
| 造形作業 | FRP成型、形状により補強等を想定 | 1 | 式 | | 材工共 |
| 採色 | ウレタン塗装下地、仕上げ塗装 | 1 | 式 | | 材工共 |
| 製作進行管理費 | | 1 | 式 | | |
| 小計 | | | | | |
| ③設置 | 基礎工事、縁石工事は含まない | | | | |
| 運搬 | 4 tトラック、設置場所までの搬入 | 1 | 式 | | 材工共 |
| 設置作業 | アンカー固定、束設置、シーリング | 1 | 式 | | |
| 現場経費 | 発電機レンタル費用を含む | 1 | 式 | | |
| 小計 | | | | | |
| ①－③計 | | | | | |
| 消費税 | | | | | |
| 合計 | | | | | |